

第 1 5 回総会議事録

<開催日> 令和 3 年 1 0 月 7 日 (木曜)

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎 (会議室 A 1 ・ A 2)

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1 7 9 号～報告第 1 9 9 号

農地法第 3 条の 3 届出

1 0 件

農地法第 5 条届出

1 1 件

日程第 3 報告第 2 0 0 号～報告第 2 0 8 号 農地の転用事実等に関する照会

9 件

日程第 4 議案第 9 7 号～議案第 9 8 号 農地法第 3 条許可申請

2 件

日程第 5 議案第 9 9 号～議案第 1 0 7 号 農地法第 5 条許可申請

9 件

日程第 6 議案第 1 0 8 号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
(令和 3 年度第 7 次計画分)

1 件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	6 番	小川 均
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
1 0 番	地曳 功一	1 1 番	庄司 英実	1 2 番	江尻 幸子
1 3 番	高橋 勇	1 4 番	清水 宏益	1 5 番	林 憲司
1 6 番	吉田 和義	1 7 番	安藤 一男	1 8 番	地曳 昭裕

以上 1 8 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
主事	飯島 直也				

<午後 3 時 0 0 分開会>

議長

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
緊急事態宣言は解除となりましたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第15回総会を開催いたします。
本日の出席委員は18名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席3番杉山孝委員と議席13番高橋勇委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第179号から報告第199号、3ページから7ページの農地法第3条の3の届出10件、農地法第5条の届出11件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第200号から報告第208号、8ページから9ページの農地の転用事実等に関する照会9件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 議案第97号及び議案第98号、10ページの農地法第3条の許可申請2案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第97号及び議案第98号、農地法第3条許可申請2案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第97号ですが、申請箇所は、3条位置図1の下望陀地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第98号ですが、申請箇所は、3条位置図2の牛袋地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲渡人と、農業経営の縮小を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第97号について、杉山委員をお願いします。

杉山委員

議案第97号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、16,089平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。
農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作

杉山委員

しています。

申請地は田であり、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第98号について、篠田委員お願いします。

篠田委員

議案第98号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、13,002平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・農業用トラックを所有し、耕うん機・コンバイン・粃摺り機等をリースにて確保しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は畑ですが現況は田であり、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第97号及び議案第98号の2案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第97号及び議案第98号、農地法第3条の許可申請2案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第97号及び議案第98号は、許可と決定いたします。

次に、日程第5 議案第99号から議案第107号、11ページから12ページの農地法第5条の許可申請9案件について、議題に供します。

初めに、前回の第14回総会で継続審議とした議案第99号について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第99号について、ご説明いたします。

本案件は前回の第14回総会にて継続審議とした案件です。確認事項となっていた埋め立てに関する事項については、環境部まち美化推進課に、農用地区域からの除外の経緯については、経済部農林水産課へ確認いたしましたので、ご報告いたします。

まず、埋め立てについてですが、まち美化推進課に確認したところ、本土地に関する申請・届出については提出されておらず、事前相談の記録等もなかったとのことです。年数が経過し

事務局	ていることもあり、当時の書類等が残っていないという可能性もありますが、特段の許可等もなく、埋め立てを行った可能性が高いとのこと。また、今後の対応についてですが、年数の経過や第三者からの被害の訴え等がないこと、行為者である当時の地権者が亡くなっていること等から、これからは是正命令等を出すことは、現実的に難しいとのことでした。 次に、農用地区域からの除外についてですが、農林水産課に確認したところ、申請があがってきた段階で既に転用行為がされており、復元は難しかったことから顛末書等での経緯の報告をもって現状はやむを得ないとして、他の農用地区域からの除外の要素に該当しているかを審査し、決定されたとのことです。これは、木更津市と千葉県との間で協議がされ、最終的に千葉県も合意しております。 以上のことから、事務局といたしましては、現状の復元は難しいという点、他の許可に係る立地基準及び一般基準については条件を満たしていると考えられることから、追認とすることは一つの答えとしてやむを得ないとは考えております。 しかしながら、違反状態であることは明らかであり、やってしまったものが得をするということは非常に不本意であります。最終的には、委員の皆様の意見を聞き、農業委員会の意見として許可相当か不許可相当にするのかを決めて、千葉県に意見書を送付したいと思います。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明について、前回意見のありました地曳昭裕委員、いかがでしょうか。
地曳昭裕委員	はい。仮に、農業委員会として認められないとなった場合には、どうなるのでしょうか。
事務局	はい。農業委員会の意見は、多数決を以って決定されることとなりますが、過半数を超える賛成があれば許可相当として、過半数を超えなければ不許可相当として決定となります。質問のありました、不許可相当になった場合ですが、農業委員会の意見として不許可として千葉県に意見書を送付します。その後、千葉県でも書類確認や審査会が行われ、法的な要件を満たしているのか、周りの営農条件に影響を及ぼすか等が確認されて決定されるわけですが、仮に、農業委員会の意見が不許可相当であっても、許可基準を全て満たすと判断されれば、許可となるケースはあります。
地曳昭裕委員	この案件は、埋め立てをよしとしている人が、農地法のことをよく知らずに、埋め立てをしてしまったというものです。農業委員会だより等で、各農家にお知らせをしているところですが、自分の農地であっても埋め立ての際には、農業委員会に届けるということをよく知らせていかないと同じようなことを繰り返してしまうと思います。
杉山委員	はい。
議長	杉山委員、どうぞ。
杉山委員	今回の案件の様に、なし崩しで、認められるようなことがあると、長い期間そのままにして、やがてはこのような結論になるのではないかと心配になります。
事務局	全ての案件が、追認されるということではありません。今回は、農用地区域ではあったが、それが外れたときに転用が可能か否かといった場合、立地基準としては成り立つ場所であり、申請がされていなかったものなので申請しなすことにより許可になる可能性があるというものです。本来の手続きをして許可になるところであれば、追認の可能性はあるが、仮に、農用地の指定が除外されても第一種農地であり転用行為が難しいというところでは、追認ということではできない可能性が高いです。
杉山委員	他の場所の話ですが、法令違反をしていて、千葉県にあげた案件であるのに、その後、現況

杉山委員	復旧命令等だされていないようだが、なぜ行わないのか、どのように進めているのでしょうか。
事務局	具体的にどのような手順やタイミングで、千葉県が進めているのかはわからないが、地元農業委員から意見があったということは千葉県に伝えたいと思います。
議長	その他、ございますか。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第99号、農地法第5条の許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 挙手多数 〉 賛成9名、反対8名、挙手多数であります。 よって、議案第99号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。 次に、議案第100号から議案第107号について、審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第100号から議案第107号、農地法第5条許可申請の8案件について、ご説明いたします。 初めに、議案第100号ですが、申請箇所は、転用位置図5－1の中野地先の農地になります。 申請目的は、専用住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。 農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。 次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。 資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の住宅ローンの事前相談書により確認済です。 転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。 次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年4月中旬までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。 最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。 次に、議案第101号ですが、申請箇所は、転用位置図5－2の久津間地先の農地になります。 申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。 農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。 次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。 資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。 転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。 次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年3月までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。 最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為事業の事前協議申請書の写しも添付

され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第102号及び議案第103号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-3の高柳地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年5月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為事業の事前協議申請書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第104号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の高柳地先の農地になります。

申請目的は、資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年1月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われ

次に、議案第105号及び議案第106号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-5の本郷地先の農地になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書及び関連会社からの融資証明並びに融資元の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年11月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、都市政策課との事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われ

事務局

次に、議案第107号ですが、申請箇所は、転用位置図5－6の井尻地先の農地になります。申請目的は、資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年1月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われれます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第100号について、高橋委員をお願いします。

高橋委員

議案第100号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は東側道路側溝へ接続し、汚水は宅内枳から下水道本管に接続するため問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われれます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われれます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第101号から議案第103号について、地曳昭裕委員をお願いします。

地曳昭裕委員

初めに、議案第101号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅地内の雨水貯留槽で集水し、新設道路側溝及び東側道路側溝を経て水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理し、新設道路側溝及び東側道路側溝を経て水路へ放流するため問題は生じないと思われれます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の耕作の支障にはならないため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接地の境界から建物を離して設置する等配慮した計画のため問題はないと思われれます。

地曳昭裕委員

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第102号及び議案第103号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理し、汚水は最終柵を設け新設する開発道路側溝へ接続するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第104号から議案第106号については、私から説明いたします。

安藤委員

初めに、議案第104号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土後に碎石で固めるため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第105号及び議案第106号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は排水用地を経て北川背面水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理後、排水用地を経て北川背面水路へ放流するため問題は生じないと思われます。

安藤委員

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第107号について、齋藤委員をお願いします。

齋藤委員

議案第107号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第100号から議案第107号の8案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第100号から議案第107号、農地法第5条の許可申請8案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第100号から議案第107号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第6 議案第108号、13ページから16ページの木更津市農用地利用集積計画

議長	の決定について、令和3年度第7次計画分を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第108号、木更津市農用地利用集積、令和3年度第7次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和3年9月27日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。 今回の計画は、計画1及び計画2となっております。 利用目的は、計画1が露地野菜を計画2が水稻を作付けする計画となっております。 利用権設定の種類は、計画1及び計画2が賃借権の設定となっております。 利用権設定期間は計画1が3年、計画2年が9年となっております。 計画合計数は、7筆4,148平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番について、小川委員をお願いします。
小川委員	私からは、計画番号1番について、ご説明いたします。 本件は、平成21年より当該農地を継続して借り受けていた当該借受人の世帯員である息子が、期間の満了に伴い、引き続き当該農地を更新して借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画2番について、篠田委員をお願いします。
篠田委員	私からは、計画番号2番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第108号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第7次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第108号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第15回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時53分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年10月7日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

杉 山 孝

高 橋 勇